公益財団法人　水・地域イノベーション財団　定款

第１章　総　則

（名称）

第１条　この法人は、公益財団法人水・地域イノベーション財団と称し、英文では、Innovation Foundation for Water and Regional Revitalization と表示する。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は、「水と地域」をテーマとした研究・技術開発、情報収集、人材育成、事業展開（ビジネス実証）に係る諸活動に対し助成・支援等を行うとともに、「水と地域」の社会課題の解決に共感する企業、行政、専門家などの多様な方々との対話と共創の場を提供することを通じ、豊かな水環境の創造と地域活力の向上に寄与することを目的とする。

（事業）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）地域の水を支える研究、人材育成、水文化の継承などの活動への助成

（２）地域の水インフラの維持、機能向上、運用システムなどに関する新たな技術開発への助成及び資金調達支援・アドバイス

（３）地域における水と親和性の高い新規事業・総合インフラ事業に係る創業・事業化に対する資金調達支援・アドバイス

（４）地域の水インフラ維持、水辺調査等に有用な技術・運用システムの普及促進活動

（５）水と地域の課題解決に向けた多様な主体との連携・共創活動

（６）この法人の活動成果の広報、水と地域に係る各種情報の発信

（７）有価証券の保有、運用、売買

（８）その他この法人の目的を達成するために必要な事業

２　前項に掲げる各号の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第３章　資産及び会計

（財産の管理・運用）

第５条　この法人の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は法令及びこの定款に定めるもののほか、理事会の決議により別に定める。

（事業年度）

第６条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第７条　この法人の事業計画書及び収支予算書その他法令で定める書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会へ報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第８条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

（１）事業報告

（２）事業報告の附属明細書

（３）貸借対照表

（４）損益計算書（正味財産増減計算書）

（５）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

（６）財産目録

２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については、定時評議員会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

３　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（１）監査報告

（２）理事及び監事並びに評議員の名簿

（３）理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

（４）運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（剰余金の不分配）

第９条　この法人は、剰余金の分配を行わない。

第４章　評議員

（評議員）

第１０条　この法人に評議員５名以上１０名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第１１条　評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第１７９条から第１９５条の規定に従い、評議員会において行う。

２　評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

（１）各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の３分の１を超えないものであること。

イ　当該評議員及びその配偶者又は三親等内の親族

ロ　当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ　当該評議員の使用人

ニ　ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ　ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ　ロからニまでに掲げる者の三親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

（２）他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の３分の１を超えないものであること。

イ　理事

ロ　使用人

ハ　当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ　次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

①国の機関

②地方公共団体

③独立行政法人通則法第２条第１項に規定する独立行政法人

④国立大学法人法第２条第１項に規定する国立大学法人又は同条第３項に規定する大学共同利用機関法人

⑤地方独立行政法人法第２条第１項に規定する地方独立行政法人

⑥特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第４条第１項第８号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

３　評議員は、理事又は監事を兼ねることができない。

４　評議員に異動があったときは、２週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

（任期）

第１２条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

３　評議員が欠けた場合又は第１０条に定める評議員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した評議員は、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）
第１３条　評議員に対して、各年度の総額が１００万円を超えない額で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給する。

第５章　評議員会

（構成）
第１４条　評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権限）
第１５条　評議員会は、次の事項について決議する。
（１）理事及び監事の選任及び解任
（２）理事及び監事の報酬等の額
（３）評議員に対する報酬等の支給の基準
（４）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
（５）定款の変更
（６）残余財産の処分
（７）合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
（８）その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

（開催）
第１６条　評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の２種類とする。
２　定時評議員会は、毎事業年度終了後３ヶ月以内に開催する。
３　臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

（招集）
第１７条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
２　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（招集の通知）
第１８条　理事長は、評議員会の日の５日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的及び法令で定める事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。
２　前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

（議長）
第１９条　評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

（決議）

第２０条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（１）監事の解任

（２）評議員に対する報酬等の支給の基準

（３）定款の変更

（４）残余財産の処分

（５）合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡

（６）その他法令又はこの定款で定める事項

３　理事又は監事を選任する決議に際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第２５条第１項に定める員数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数に達するまでの者を選任することとする。

（決議の省略）

第２１条　理事が、評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

（報告の省略）

第２２条　理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

（議事録）

第２３条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２ 議事録には、議長及びその会議に出席した評議員の中から選任された議事録署名人２人以上が、記名押印しなければならない。

（評議員会規則）

第２４条　評議員会に関する事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会規則による。

第６章　役員等

（役員の設置）

第２５条　この法人に、次の役員を置く。

（１）理事　５名以上１０名以内

（２）監事　１名以上２名以内

２　理事のうち１名を理事長、１名を常務理事とすることができる。
３　前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法１９７条において準用される同法第９１条第１項第２号の業務執行理事とする。

（役員の選任）
第２６条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
２　理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
３　監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
４　各理事について、当該理事及びその配偶者又は３親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と特別の関係がある者を含む。）の合計数は、理事総数の３分の１を超えてはならない。監事についても、同様とする。
５　他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の３分の１を超えてはならない。監事についても、同様とする。

（理事の職務及び権限）
第２７条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。
２　理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
３　常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは法人の代表権を伴わない業務執行に係る職務を代行する。
４　理事長及び常務理事は、毎事業年度に４ヶ月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）
第２８条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。
２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）
第２９条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
２　監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
３　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
４　理事若しくは監事が欠けた場合又は第２５条第１項に定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）
第３０条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、その理事又は監事を評議員会の決議に

よって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、議決に加わることができる評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（２）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（報酬等）

第３１条　理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

（取引の制限）

第３２条　理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

（１）自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

（２）自己又は第三者のためにするこの法人との取引

（３）この法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

２　前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引について重要な事実を理事会に報告しなければならない。

（責任の一部免除又は限定）

第３３条　この法人は、役員の一般法人法第１９８条において準用される同法第１１１条第１項の損害賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

２　この法人は、非業務執行理事等（一般法人法第１９８条において準用する同法第１１５条第１項の非業務執行理事等をいう。）との間で、前項の賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を理事会の決議によって締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金１０万円以上であらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

（顧問）

第３４条　この法人に、３名以内の顧問を置くことができる。

２　顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

３　顧問の任期は、１年とし、再任を妨げない。

４　顧問は、この法人の事業運営に関して理事長の諮問に応える。

５　顧問には、第３１条の規定を準用する。

第７章　理事会

（構成）

第３５条　理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）
第３６条　理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
（１）業務執行の決定
（２）理事の職務の執行の監督
（３）理事長及び常務理事の選定及び解職
（４）評議員会の開催の日時及び場所並びに評議員会の目的である事項の決定
（５）規則の制定、変更及び廃止
２　理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
（１）重要な財産の処分及び譲受け
（２）多額の借財
（３）重要な使用人の選任及び解任
（４）理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備
（５）第３３条第１項の責任の免除及び同条第２項の責任限定契約の締結

（開催）
第３７条　理事会は、通常理事会と臨時理事会の２種類とする。
２ 通常理事会は毎年２回開催する。
３ 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
（１）理事長が必要と認めたとき。
（２）理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
（３）前号の請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
（４）監事から、一般法人法第１９７条において準用する同法第１００条に規定する場合において、必要があると認めて理事長に招集の請求があったとき。
（５）前号の請求があった日から５日以内に、その請求のあった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

（招集）
第３８条　理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第３項第３号により理事が招集する場合及び同項第５号により監事が招集する場合を除く。
２　理事長は、前条第３項第２号又は第４号の請求があった場合は、その請求があった日から５日以内に、請求の日から２週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
３　理事及び監事の全員の同意のあるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

（議長）
第３９条　理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれに当たる。

（決議）

第４０条　理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

（決議の省略）

第４１条　理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

（報告の省略）

第４２条　理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第１９７条において準用する同法第９１条第２項の規定による報告については、この限りでない。

（議事録）

第４３条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　議事録には、出席した理事長及び監事が、記名押印しなければならない。

（理事会規則）

第４４条　理事会に関する事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第８章　定款の変更、合併及び解散等

（定款の変更）

第４５条　この定款は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の３分の２以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。

２　前項の規定は、この定款の第３条、第４条及び第１１条についても適用する。

（合併等）

第４６条　この法人は、評議員会における、議決に加わることができる評議員の３分の２以上に当たる多数の決議により、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

（解散）

第４７条　この法人は、一般法人法第２０２条に規定する事由その他法令で定めた事由により解散する。

（残余財産の帰属）
第４８条　この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第２０号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）
第４８条の２　この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から１箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第２０号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第９章　委員会

（委員会）
第４９条　この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。
２　委員会の委員長は、理事会の承認を得て理事長が指名する。
３　委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第１０章　事務局

（事務局）
第５０条　この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
２　事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
３　職員の任免は、理事長が行い、理事会に報告する。ただし、事務局長及び重要な職員の任免は、理事会の決議により行う。
４　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第１１章　情報公開及び個人情報の保護

（情報公開）
第５１条　この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。
２　情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

（個人情報の保護）
第５２条　この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

第１２章　公告の方法

（公告の方法）

第５３条　この法人の公告は、電子公告により行う。

２　事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第１３章　附　則

（設立時の評議員）

第５４条　この法人の設立時評議員は、次に掲げる者とする。

設立時評議員　　石井　晴夫、小川　健一、安倍　早希子（奥田　早希子）、
北村　潤一郎、小石川　信昭、森　由美子

（設立時の役員等）

第５５条　この法人の設立時理事、設立時理事長及び設立時常務理事並びに設立時監事は、次に掲げる者とする。

設立時理事　　磯部　光徳、酒井　彰、佐藤　裕弥、
椙　道夫、野村　喜一、吉岡　律司、
設立時理事長　　野村　喜一
設立時常務理事　　椙　道夫
設立時監事　　亀田 泰広、八木　太一

（最初の事業計画等）

第５６条　この法人の設立当初年度の事業計画及び収支予算は、第７条第１項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

（最初の事業年度）

第５７条　この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から２０２１年3月３１日までとする。

（設立者の氏名及び住所並びに拠出する財産及びその価額）

第５８条　設立者の氏名及び住所並びに当法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりである。

住　所　東京都新宿区西新宿六丁目２２番１号
設立者　株式会社　日水コン
拠出財産及びその価額　　現金　５００万円

（法令の準拠）

第５９条　本定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

附則

１．この定款は、２０２０年７月２２日から施行する。

改正

２０２１年３月２４日（同日施行）

２０２２年６月２３日（同日施行）

２０２３年３月１５日（同日施行）

２０２４年３月２７日（同日施行）

２０２５年３月　４　日（同日施行）

２０２５年５月　９　日（同日施行）

２０２５年５月２７日（公益認定による名称変更）

２０２５年６月　９　日（同日施行）